

(目的)

第1条 京都芸術大学（以下「大学」という。）に集うすべての学生及び教職員（以下「構成員」という。）のひとりひとりが人間として尊重され、互いの信頼関係のもとに修学・研究制作・就労できる環境を保障するため、キャンパス・ハラスメント防止委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程においてハラスメントとは、「学校法人瓜生山学園ハラスメントの防止に関する規程」（以下「防止規程」という。）第2条に定める行為をいう。

2 この規程において構成員とは、次の者をいう。

- (1) 大学に在籍する全ての学生、及びそれに準ずる者（科目等履修生、交換留学生、研究生等を含む）（以下「学生等」という。）
- (2) 雇用形態を問わず、大学で就業する全ての教職員（以下「教職員等」という。）
- (3) 委託業者、派遣契約業者、課外活動指導者その他の大学の業務遂行に関わる者

(設置)

第3条 大学は、常任理事会のもとに、学生等が関与するハラスメントに関する相談、調整・調停及び対応方針の決定等を行うため、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学の教職員の中から学長が任命した者
- (2) その他学長が必要と認める者

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第4条1号の委員の中から学長が任命する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故等あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員の中から委員長が任命する。

(任期)

第6条 第4条1号及び2号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する

- (1) ハラスメント防止に係る研修及び啓発活動に関すること
- (2) ハラスメントに係る学生等からの相談、調整、調停、及び苦情申立てに関すること
- (3) ハラスメントに係る事実確認に関する調査、及び調査結果の取りまとめ、報告に関すること
- (4) ハラスメント専門の外部機関、外部法律事務所等との連携のもと対応方針の立案及び決定に関すること
- (5) 異議申立てへの対応に関すること
- (6) ハラスメントに係る記録の作成及び保存に関すること
- (7) その他、理事長又は学長が必要と認める事項

(委員会)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。但し、事前に委任状を提出した者を出席者とみなすことができる。

2 委員会の決議は、出席した委員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(相談及び苦情への対応)

第9条 第2条に定めるハラスメントに関する構成員からの相談及び苦情への対応は、委員会が行うものとする。

2 委員会は、前項の相談及び苦情に関する通報窓口を、ハラスメント専門の外部機関に委託することができる。

3 委託先の外部相談窓口より報告があった場合、報告を受けた者は速やかに委員長及び副委員長に報告するものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、第10条に規定する調整・調停又は第11条に規定する調査を行うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、学生等がかかわらない教職員間におけるハラスメントに関する相談及び苦情への対応については学校法人瓜生山学園ハラスメント対策室で取り扱う。

(調整・調停)

第10条 調整又は調停とは、ハラスメントの相談者と行為者の主張を公平な立場で調整し、当事者間での話し合いを仲介することによって問題の解決を図る方法をいう。

2 委員は、委員長又は副委員長の指示のもと当事者間の調整又は調停を行い、その結果を委員長へ報告するものとする。

3 本条の調整又は調停により問題の解決が困難であると委員長又は副委員長が判断した場合、第11条に規定する調査を実施するものとする。

(調査)

第11条 委員長又は副委員長は、ハラスメントに係る相談の内容について事実関係の調査をする必要があると認めた場合、委員の中から調査員を指名し、事実関係等の調査を行う。

- 2 調査は、委員長又は副委員長が必要と認める者若干名をもって行う。
- 3 委員長又は副委員長は、必要に応じ調査を外部機関に委託することができる。
- 4 調査員は、事実関係を調査し、その結果を委員長に報告するものとする。
- 5 委員長は、報告に基づき、緊急を要すると判断した場合、相談者の安全確保のための措置をとることができる。
- 6 委員長は、報告に基づき、防止規程第2条に規定する事項に該当しないと判断した場合、第7条に規定する調整又は調停を行うことがある。
- 7 委員長は、事実関係の調査によって、防止規程第2条に規定する事項に該当する可能性があると思料するとき、又は委員長が必要と認めるときは、常任理事会又は学長会に調査結果を報告する。

(ハラスメントの認定)

- 第12条 常任理事会又は学長会は、第11条7項に規定する委員長の報告に基づき、当該事案についてハラスメントに該当するか否かの認定及び実施しようとする措置等について審議する。
- 2 常任理事会又は学長会は、審議にあたり必要に応じてハラスメント専門の外部機関、外部法律事務所等へ見解や意見を求めることができる。
 - 3 常任理事会又は学長会において該当事案に関してハラスメントの認定がなされなかった場合、第7条に規定する調整又は調停を行うことがある。

(通知方法)

- 第13条 委員会は、第12条の審議の結果について、行為者及び相談者に通知する。
- 2 委員会は、前項のうち相談者への通知に限り、必要に応じてハラスメント専門の外部機関に委託することができる。

(異議申立て)

- 第14条 相談者及び行為者は、第13条1項の通知に対して、通知を受けた日から10日以内であれば異議を申立てることができる。
- 2 委員会は、異議の申立てがあった場合において、再調査が必要であると判断したときは、1回に限り、第11条の規定に基づき再調査を実施する。

(プライバシーの保護及び守秘義務)

- 第15条 委員は、任期中及び退任後、関係者の名誉、人権及びプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、任務において知り得た事項を他に漏らしたり、私事に利用したりしてはならない。
- 2 大学の構成員は、調査に協力する過程で知り得た内容を他に漏らしてプライバシーを侵害することのないよう配慮しなければならない。

(記録)

- 第16条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 ハラスメントに関する記録は、10年間適切に保管しなければならない。

(事務)

第17条 委員会の事務は、委員の中から委員長が指名した者が行う。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

(その他)

第19条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会において別に定めることができる。

附 則 (2026年3月3日 常任理事会承認)

この規程は 2001 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2013 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は 2023 年 6 月 6 日から改正する。

この規程は 2026 年 4 月 1 日から改正する。